

1 大学院研究科の使命および目的・教育目標

法科大学院は、法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的とする。改めて指摘するまでもなく、わが国の法曹人口は欧米先進諸国に比して著しく過少であり、とりわけ地方においては国民が満足な法律サービスを受けられない状態が依然として続いている。社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、国境を越えた人的・物的交流がますます盛んになりつつある今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する。それぞれの状況に適切に対処するためには、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識が求められる。これらの感覚、視野、知識をバランスよく備えるとともに、それに基づいて実務をこなす能力を身につけた法曹が必要とされているのである。学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）では、以上の見地から、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標として、その達成に努めるものである。

本法科大学院の教育課程は、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてであれ、十分にその務めを果たすことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いている。それは、高度専門職業人としての法曹になるためにはどの領域でも通用するような土台ができていなければならないとの考え方に基づくものであるが、同時に、これまで弁護士のほかに裁判官や検察官として第一線で活躍する人材を少なからず輩出してきた本学の伝統を受け継ぎさらに発展させようとするところでもある。

A 群 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明】 2004(平成16)年4月に開校して以来、本法科大学院は、その設立の理念・目的のために邁進してきた。幸い、法曹になる強い決意をもち、努力を惜しまない優秀な学生が数多く入学し、早朝から夜遅くまでひたすら勉学に打ち込む姿を見せることとなった。このように、大学の中に強烈な目的意識をもって学習する集団が現われたことは、学部学生や既存の研究科の大学院生たちにもよい刺激を与えていると思われる。

【点検・評価】 法科大学院は国民の司法を担う質の高い法曹を養成するための専門教育機関であるという認識が学生たちの間にも浸透し、法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につける毎日の地道な学習が新司法試験の合格にもつながるのであるということが自覚されてきたと思われる。

【改善方策】 したがって、本法科大学院の教育理念・目標に関する限り、特に改善を要する点は認められないと考える。もっとも、この法科大学院設置の理念を学生たちに一層周知せしめるように努めることが望ましいことは言うまでもない。

A 群 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明】 法科大学院の理念・目的・教育目標等については、毎年度刊行している本法科大学院の広報誌において説明するほか、インターネット上の広告や本法科大学院のホームページに掲載して周知を図っている。また、法科大学院に関心をもち、あるいは進学を希望する一般の人たちに向けて毎年大学の内外で行っている複数の法科大学院入試説明会でも本法科大学院の理念・目的・教育目標等を説明し、希望者には個別面談の形をとって丁寧に説明している。さらに、在学生に対しても、法科大学院が質の高い法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であり、決して司法試験に合格するための技術を身につけるような場ではないことを、繰り返し機会を捉えて周知徹底させる努力を行っている。

【点検・評価】 本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知するための方法として、従来新聞各紙への広告の掲載等も行っていたが、予算的にも限界があるほか、限られたスペースの中で十分な説明を行うことは困難であると判断し、この方法は縮小した。むしろ今日ではインターネットを通じての情報提供が有効であることから、その点に重点を置いて、本法科大学院の理念・目的・教育目標等の周知徹底を図ることとしている。

【改善方策】 方法的には特に改善すべき点はないと思われるが、現在法科大学院で法曹を目指して勉学に励んでいる学生たちに対して、各種の授業や行事を通じて、どのような法曹になろうとしているのか、なぜそれを目指すのか、繰り返し自覚を促し、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成するという本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知徹底させることが必要だと考えている。

B 群 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

【現状の説明】 2006(平成 18)年 5 月に実施された第 1 回の新司法試験において本法科大学院からは受験者 49 名中 15 名の最終合格者を出した。2007(平成 19)年 5 月の第 2 回新司法試験においては、受験者 67 名中 19 名が合格し、合格率は 28.36%となっている。

【点検・評価】 第 1 回および第 2 回の新司法試験の結果は、決して満足すべきものではなかったと考えている。ただし、本法科大学院が質の高い法曹養成という法科大学院の理念・目的に忠実な運営を心がけてきたことはたしかであり、その基本を崩すべきではないというのが本法科大学院内部での一致した見方である。

【改善方策】 新司法試験は、法科大学院における教育の成果を確かめるための試験であり、自分の頭でものを考え、的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである。そのような力を培うことが結果的に新司法試験の合格実績につながるはずであり、本法科大学院としては、今後もそのような姿勢で教育にあたるつもりである。

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【目標】 法科大学院の理念・目的・教育目標を達成するため、2003(平成 15)年文部科学省告示第 53 号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第 5 条に定められた授業科目を本法科大学院の教育課程として編成するとともに、いわゆる双方向・多方向の教育方法を実施し、実践的・応用的な授業を行うことが目標である。

(1) 教育課程等

(授業形態と単位の関係)

A 群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明】 講義及び演習については、15 回の授業をもって 2 単位としている。模擬裁判については、演習科目に分類され、8 回の授業をもって 1 単位としている。起案等指導(1～6)は、1 単位であるが、8 回の授業にくわえて、ソーシャルスキル、ジェンダーと法についての講義、個別面談への参加等を必修としている。

【点検・評価】 本法科大学院は、1 学年の定員が 65 名(既修者 50 名、未修者 15 名)であるため、選択科目については、講義科目であっても 20 名程度以下であることが多い。必修科目の講義科目の履修者は最大 60 名程度であるが、双方向・多方向の授業が行われており、また、予習・復習に要する時間の点でも、単位数の計算において講義と演習とを区別する合理性はないと考えられる。そのため、講義と演習については、単位の計算方法を統一している。

模擬裁判については、授業時間は講義又は演習の半分であるが、授業時間外で学生が準備することが多く、1 単位では少ないのではないかとの評価もある。ただし、担当する教員の間でもこの点についての意見は一致しておらず、今後も検討する必要がある。

起案等指導(1～6)については、各担当教員によって授業の進め方が異なるが、文書の作成のために判例・文献を調査し、読み込む必要があるため、課題の提出とその講評は 2 週間に 1 回程度とし、その間に質問がある場合には、担当教員と個別面談をするのが、標準的な方法である。この方法であれば、1 単位が適切であると考えられる。

【改善方策】 各授業科目の単位計算方法は妥当であると思われるが、模擬裁判のように、学生が準備に要する時間を単位数に反映させるべきかが問題となる科目もある。この点については、まず担当教員の間で検討したのち、変更が必要であるとの結論に達したならば、履修規程を改正することとなる。

(単位互換、単位認定等)

B 群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明】 本学専門職大学院学則（以下「学則」という）第 13 条は、単位認定について以下のように規定している。

「本法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合わせて 37 単位（法学既修者である学生については 7 単位）を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。」

この規定にしたがい、学生からの申出があつたときは、当該学生が入学前に他の大学院法学研究科又は法科大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本法科大学院における対応する授業科目の履修により修得したものと認めている。ただし、本法科大学院における授業科目のうち必修科目については、単位認定の対象としないのが慣例である。

授業科目の対応関係および単位認定をすることが教育上有益であるかどうかを判断するために、申出のあつた授業科目に関する履修要覧の内容を検討するとともに、学生との面談を行つて、当該授業科目の内容に関する具体的な情報（履修者の人数、毎回の授業時間、成績評価の方法等）を得ている。また、当該授業科目の成績によっては、本法科大学院での再度の履修が適切であると判断し、単位認定を行わないこともある。

このようにして単位認定がされる学生は、1 年あたり数名程度である。

なお、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、現在、単位互換の協定を締結している他の大学院がないため、行っていない。

【点検・評価】 上記学則第 13 条は、専門職大学院設置基準（以下「専門職」という）第 21 条および第 22 条に則して規定されたものである。本法科大学院のように、修了の要件として 93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院について、専門職第 21 条第 1 項ただし書は、「[学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は 93 単位を] 超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。」と規定し、また、同第 22 条第 2 項は、入学前の既修得単位を修得したものとみなすことのできる単位数について「前条第 1 項及び第 2 項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（同条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。」と規定している。これらの規定の解釈により、入学後に他の大学院で修得した単位および入学前に修得した大学院の単位を合計 37 単位まで（法学既修者については、別に認定される 30 単位と合わせて 37 単位まで）本法科大学院で修得した単位として認定することができるとの理解のもとに、上記学則第 13 条は規定されている。

しかし、専門職第 22 条第 2 項については、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっても、入学前に修得した単位の認定は 30 単位までとしたものであるという解釈があることが最近になって判明した。この解釈にしたがえば、学則第 10 条 3 項により 30 単位が認定される既修者について入学前に修得した単位を認定することは、専門職第 22 条第 2 項に抵触することとなる。

以上の理由により、学則第 13 条については、専門職第 22 条第 2 項との整合性を図る必要がある。

【改善方策】 学則第 13 条およびこれに基づいて規定されている履修規程第 6 条 2 項、第 7 条については、専門職第 22 条 2 項と整合するように改正すべきである。たとえば、学則第 13 条の括弧書（法学既修者である学生については 7 単位）の部分および同様の趣旨を定める履修規程第 7 条を削除し、履修規程第 6 条 2 項において、入学前に修得した単位の認定は 30 単位を上限とし、既修者については単位認定ができないことを明記することが考えられる。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

A 群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明】 本法科大学院においては、社会人を相当数受け入れているが、社会人についてだけ、他の学生と異なる教育課程を編成したり、特別な教育研究指導を行ったりするといったことはない。外国人留学生については、受け入れていない。

【点検・評価】 社会人が勤務を続けながら法科大学院に在籍する場合には、社会人を対象とした特別な授業科目の履修を認めたり、授業時間割において配慮をしたりするといった工夫が必要であるかもしれない。しかし、法科大学院の授業科目の履修に際しては、予習・復習や課題の提出などにきわめて多くの時間が必要であり、社会人でない学生であっても、時間的な余裕はないのが通常である。本法科大学院においても、社会人は、入学前に勤務先から休職の許可を得て、学業に専念している。したがって、社会人について、教育課程編成や教育研究指導において特別な配慮をする必要は原則としてない、と考えられる。

ただし、たとえば、子どものいる学生がたまたま授業時間に子どもの学校行事に参加しなければならないような場合には、そのことに配慮する必要があると思われる。本法科大学院においても、そうした個別の配慮は行っており、それで、社会人に対する適切な対応が可能であると考えられる。

【改善方策】 以上の理由から、現段階では、社会人に対する教育課程編成や教育研究指導における配慮について改善する必要はないと考えられる。

（生涯学習への対応）

C 群 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

【現状説明】 本法科大学院の学生の中には、企業で勤務し、すでに定年を迎えた者や司法書士として長年の実務経験を積んでいる者もいる。彼らは、極めて熱心に授業に取り組み、他の学生に対して大変よい影響を与えている。彼らもまた、教員や他の学生との意見交換等を通じて、知的刺激を受けている。

【点検・評価】 司法試験は、以前よりも合格率が上がったとはいえ、合格するためには、相当な量の知識と正確な理解力・応用力を修得する必要がある。そのため、多数の社会人が法科大学院に入学することは想定されていないと思われるが、能力・意欲のある社会人については、積極的に受け入れるべきである。本法科大学院も、入学者選抜において年齢による制限は設けておらず、定年後に新たに資格を取得しようとしている社会人にも広く門戸を開いている。

社会人再教育という観点からは、科目等履修生や聴講生として社会人を受け入れることがあってもよいと思われる。

【改善方策】 今後も、年齢にかかわらず、能力・意欲のある社会人を受け入れるとともに、科目等履修生や聴講生としての社会人の受入れも検討すべきである。

(専門大学院のカリキュラム)

A 群 カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合

【現状説明】 修了に必要な単位 100 単位のうち、必修科目である「起案等指導」6 単位は、10 名以下の少人数の授業科目であり、毎回、課題について討論をし、レポートを作成することを目的としている。その他の科目においても、教員と学生の間や学生相互間で討論をするのが慣例となっている。また、実務家教員の担当する科目においては、実際の事件に関する教材を用いたケース・スタディも行っている。

【点検・評価】 特定の課題について、学生が分析し、討論をする授業は、少人数であれば学習効果が上がるが、履修者の人数が数十名となると、必ずしも効率的な授業運営がされとはいえない。本法科大学院の授業の履修者は最大で 60 名程度であり、10 名以下の授業は、前述の起案等指導のほか、選択科目に多い。そうした少人数の授業科目においては、ケース・スタディやディベートが効果的に行われている。また、履修者が 30 名から 60 名程度の授業においても、学生が十分に準備していれば、討論を中心とした授業も効率的に行うことができる。

【改善方策】 授業あたりの履修者数をできるだけ少なくすることによって、討論を中心とした授業の効率を上げるべきである。

A 群 高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況

【現状説明】 2 年次配当の「起案等指導 3・4」(必修科目)の中で、「ソーシャル・スキ

ル」と題する授業を開講し、外部講師が、依頼者との対人関係で留意すべきモラル等について講義している。

3年次後期には、「法曹倫理」（必修科目）を開講している。輪講の形式をとり、本法科大学院の専任教員のほか、実務経験の豊富な弁護士も非常勤講師として担当している。理論と実務の両面から、法曹として遵守すべき行動規範を講義するのが、この科目の目的である。

【点検・評価】 「ソーシャル・スキル」も「法曹倫理」も、法曹としての倫理を実例に即して教授するものであり、効果が上がっているものと思われる。

【改善方策】

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設は、現状で十分であると考ええる。

A 群 高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性

【現状説明】 授業を担当する教員は、基本的に専任教員または法学科所属の教員である。非常勤講師が担当した例は、専任教員が病気で休職した場合や海外研究のため授業を担当できない場合、輪講の方式をとる科目（法曹倫理）において、弁護士に講演を依頼した場合などに限られている。

大部分の授業科目において、判例や論文、資料などを編集した副教材を作成し、履修する学生全員に無料で配布している。学生が、当該授業科目に関する基本書を熟読し、その内容を理解していることを前提として、さらに高度な理論を学習することを目的とするものである。

【点検・評価】 専任教員が授業を担当することは、毎年の教育内容・方法の水準を一定以上に維持するうえで極めて重要であると考えられる。やむをえず、非常勤講師が担当する場合にも、十分な研究・教育実績のある教員を選んで、依頼することが望ましい。本法科大学院においては、こうした方針で担当者を決定しており、高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準が維持されているものと思われる。また、教材の作成・配布も、教育内容の高度化に役立っているものと考ええる。

【改善方策】 今後も、担当教員の決定について従来の方針を維持するとともに、教材を作成・配布する科目を拡大することを検討したい。

A 群 高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定

【現状説明】 修了認定は、本学専門職大学院学則第 10 条第 1 項、第 12 条に定めるところにしたがい、所定の授業科目について 100 単位以上を修得した者について、教授会において行っている。

授業科目修了の認定は、原則として試験によっている。成績は、不可については絶対評

価である。その他の評価(秀・優・良・可)については相対評価とし、教授会で割合に関するガイドラインを定め、科目間で大幅な格差が生じないようにしている。具体的には、秀は5%、優は25%、良は50%、可は20%を標準としている。

【点検・評価】 法科大学院の修了認定について、厳格かつ客観的な要件を課していると考えられる。

【改善方策】 したがって、現時点では改善の必要はない。

(独立大学院等の教育課程)

C 群 学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

【現状説明】 法学部を卒業し、学士(法学)の学位を取得した者の中で、一定の水準に達した者がさらに高度の知識および法律学の理解力を得られるようなカリキュラムを編成し、授業内容もそうした目的に合致するように、担当教員および教材の点で工夫をしている。

【点検・評価】 学士(法学)の学位を取得した者が、さらに高度な知識および法律学の理解力を得られるようにすることは極めて重要である。本法科大学院においては、その点に留意し、カリキュラムを編成するとともに、授業内容を工夫している。

【改善方策】 したがって、現時点においては、特に改善の必要はないものとする。

(研究指導等)

A 群 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

【現状説明】 教育課程の特徴は、以下のとおりである。

未修者1年次で法律基本科目をひととおり概観し、基本的な知識を身につける。

2年次では、法律基本科目についてさらに高度な知識を修得し、理解力を深めることを目的とする。また、展開・先端科目を選択科目として履修することもできる。この段階で未修者と既修者とが同一のクラスにおいて学習し、討論等を行うことによって、学習効果も高まっている。

3年次では、主として展開・先端科目を履修し、応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習(選択科目)を履修することによって、法律基本科目の学力をさらに向上させることもできる。

【点検・評価】 2年次までで法律基本科目を集中的に学び、その知識・理解にもとづいて、3年次ではさらに応用的な科目を履修することで、法律学全般について効率よく学ぶことができると考えられる。また、2年次においても、応用的な科目を履修することが可能であるとともに、3年次においても、法律基本科目に関する演習を選択科目として履修することができる点で、個々の学生の能力に応じた教育・研究指導がされていると考えられる。

【改善方策】 したがって、現時点で特に改善方策を講じる必要はないものと考えられる。

A 群 学生に対する履修指導の適切性

【現状説明】 履修指導については、毎年、年度初めのオリエンテーションにおいて、全員に対して統一的な説明を行うほか、1年次から3年次まで開講されている「起案等指導1～6」（必修科目）において、個々の学生からの相談に応じられるようにしている。

【点検・評価】 履修指導は、全員について統一的に行われることが望ましいが、その反面で、個々の学生の能力に応じて適切な対応を行うことも求められる。本法科大学院においては、この両者を実践しているものと考えられる。

【改善方策】 したがって、現時点では特に改善方策を講じる必要はないものと考えられる。

B 群 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状説明】 1年次から3年次まで開講されている「起案等指導1～6」（必修科目）において、担当教員が学生に対して個別に研究指導を行っている。その内容は、授業の履修の仕方から判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭のプレゼンテーションの要領、説得力ある文章の作成・議論の展開など、広範囲にわたっている。これらのいずれに重点を置くかは、学年や個々の学生の能力・到達度に応じて、指導教員が適宜、判断している。

【点検・評価】 実務法曹に必要なとされる能力のうち、論理的で明晰な文章を書く能力および相手の議論を正確に理解し、説得力ある議論を展開することのできる能力は、教員の個別の指導によって相当な向上が期待できるものである。本法科大学院における「起案等指導」は、そうした趣旨にもとづき、1クラスあたり10名以下の少人数の学生を対象として、個々の学生の能力・到達度に応じたきめ細かな指導を行うものであり、学生の満足度も極めて高いことが、授業評価などから明らかになっている。研究指導の効果をさらに上げるためには、対象学生の人数を少なくするなどの方法が考えられる。

【改善方策】 「起案等指導」の対象学生を1クラスあたり5～6名ないし7～8名程度にするなどの方法を検討すべきである。

C 群 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

【現状説明】 教員間では、1学期に1回程度の割合でスタッフセミナーを開催し、研究成果の発表と意見交換を行っている。また、授業において教員と学生の間、あるいは学生間で双方向・多方向の討論を行う中で、学問的な刺激を誘発する機会がある。

【点検・評価】 教員間のスタッフセミナーを実のあるものにするためには、個々の教員が十分な研究時間を持ち、研究成果を挙げていることが必要不可欠である。教員の研究が充実していれば、それを授業に反映させ、学生に対して学問的な刺激を与えることもできる。そうした観点から、個々の教員が十分な研究時間を確保できるようにすることがぜひとも必要である。

【改善方策】 教員の授業負担が過重なものにならないようにするとともに、研究休暇制度の利用を促進することが必要であると考ええる。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】 小規模校であるので、個別の学生の学習に対する姿勢や学習進捗状況については、組織的な対応をとくにしなくても、多くの教員は学生全員について面識があり、その状況をほぼ把握できている。とくに、1年（未修）生に関しては、1学年に十数名しか在籍していないことから、1年生科目を担当する教員はそれぞれ個別の学生に関する情報を把握することが容易な体制となっている。

また、起案等指導では、1クラスあたり10人以下の学生を対象として法律文書に関する調査・分析・文章作成能力を個別に評価し、それぞれの学生に対する教育効果を判断することができる。起案等指導は必修科目であるため、担当する教員は、学生から学習面のみならず、奨学金等生活全般について相談を受けることが多く、担任のような役割を担う結果となっている。さらにその信頼関係を維持するため、教育指導の効果を直接学生と話しあい、適切な指針を提供できるよう、個人面談なども実施している。

このほか、2006(平成18)年度には、在校生及び法務研究生の希望者に対し、10月28日に民法、11月11日に民事訴訟法・商法、12月2日に憲法・行政法のアチーブメント・テストを実施した。これは1年（未修）生も対象としていることから明らかなように、学生の基礎知識を確認するものである。

【点検・評価】 起案等指導を通じて学生の学習進捗状況を把握する場合には、主として全般的な学習に対する姿勢を評価の対象としており、特定の授業科目が得手ではない、あるいは部分的に理解が不足しているといったことを把握するには必ずしも適切ではないところがある。しかし、全体の学生数が少ないこともあり、実際には教育指導の効果の評価という観点からの学生の学習状況について十分に把握できるので、積極的に評価してよいと思われる。

2006(平成18)年度アチーブメント・テストの参加状況は以下の通りである。

	民法 (10月28日)	民訴法・商法 (11月11日)	憲法・行政法 (12月2日)
研究生(22名)	13	11	14
3年生(44名)	33	31	32
2年生(62名)	22	17	23
1年生(17名)	5	4	5
合計	73	63	74

アチーブメント・テストでは、1年生の成績が予想以上に良いことがわかり、未修者を対象とする学習院の法学教育の方向性、手法が間違っていなかったと、その有用性と効果を確認することができた。これに対し、2006(平成18)年3月に法務研究科を卒業した研究生、2007(平成19)年3月に卒業予定の3年生の参加率は予想したほどでもなく、成績も、若干の例外を除くと、必ずしも期待に沿うものではなかった。

【改善方策】 起案等指導を通じて、学生の学習進捗状況を相当程度把握できることは事実であるので、プライバシーに対する配慮をしつつ、現状を維持することとする。個別の科目における理解に過不足が生じないようにするためには、教員間の学生に関する情報の共有が非常に有効であると思われるが、学生の個人情報扱うことにもなるため、情報管理について慎重に対応策を検討することにしたい。

アチーブメント・テストに関しては、翌年に受験を控えている研究生と3年生に対して、より積極的に参加を促す方策を工夫したい。

C群 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

【現状の説明】 2004(平成16)年度に開設された法務研究科では、これまでに231名の入学者に対し、2005(平成17)年度は50名が、2006(平成18)年度は42名が修了し、法務博士（専門職）Juris Doctor（JD）を取得した。在籍者数に関しては、学校基本調査に準じ、2007(平成19)年5月1日を基準日とする。

2004(平成16)年度は3名、2005(平成17)年度は2名、2006(平成18)年度は2名が、退学した。2006(平成18)年度の退学者数には、2007(平成19)年5月以降の教授会の決定により、前年度末に遡って退学が認められた3名は含まれない。1年修了時の退学者が3名、2年次修了時の退学者が4名である。

2007(平成19)年5月1日現在の在籍者数は、休学中の1名を含め、132名である。

【点検・評価】 2004(平成16)年度に既修コースで入学し、2005(平成17)年度に修了した50名（2004(平成16)年度旧司法試験に1名合格し退学した1名を除く）のうち、2005(平成17)年度旧司法試験に1名、2006(平成18)年新司法試験に15名、2007(平成19)年新司法試験に14名が合格した。新司法試験に関する最終的な合格率は59.2%である。なお、2004(平成16)年度に入学した者51名のうち、2007(平成19)年度までに司法修習生となった者は、全部で31名（60.8%）である。

2004(平成16)年度に未修コースで入学した13名（退学した2名を除く）と、2005(平成17)年度に既修コースで入学した29名（退学・留年した6名を除く）の合計42名が2006(平成18)年度に修了した。

そのうち就職した1名を除く41名が2007(平成19)年新司法試験に出願し、5名が合格した。新司法試験に関する最終的な合格率は12.2%である。2006(平成18)年度の修了生の中には旧司法試験に合格した者がいないため、2007(平成19)年度中に司法修習生となった者は5名である。

7名の退学者のその後の進路内訳は、在学中に旧司法試験に合格した2名、他大学院進学2名、国家公務員試験合格も含め、就職が2名、一身上の都合を理由とする者が1名となっている。

入学試験合格後、直ちに円滑な離職が困難であったため、1年間休学した3名の他、これまでに、入院加療を理由とする休学者が2名、一身上の都合を理由とする者が2名、いた。入学時期を1年延期したことになる3名のうち、2名は翌年復学したが、1名は他の大学院に進学するという理由で退学をした。入院加療を必要としていた者のうち1名はその1年後に復学している。

【改善方策】 入学した学生が全員修了し、法務博士（専門職）を取得することは、法務研究科の目的とするのではない。むしろ、法務研究科に在籍することで法曹としての適性について自ら判断し、将来法曹となる以外に自分の天職があると自己認識した学生に対して、法曹以外の、本人にとりもっともふさわしい進路を選ぶよう奨励することも、法務研究科の重要な役割である。その意味からすると、退学する学生の数はそれ自体として、とくに問題とすべきではないであろう。むしろ、安直に単位認定をすることを否定し、法曹としての適性を重視する指導方針を反映しているということになれば、退学者数や退学率に拘る理由は乏しくなる。学生の個別の状況を適切に把握し、法曹としての適性を重視した指導を今後とも継続することが重要である。

C群 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】 法務研究科の設置目的は研究者養成ではなく、高度専門職業人としての法曹養成であり、専門職大学院の学位として、修了者は92名全員が当初の目的通り、法務博士（専門職）を取得した。旧59期に1名、旧60期に1名、旧61期に1名、新60期に15名、新61期に19名が司法修習生として司法研修所に入所を認められている。

【点検・評価】 受験資格を得た修了生の合格率が平均値（2006（平成18）年47.28%、2007（平成19）年34.3%）に達していないという問題はあるが、司法試験合格者が全員司法研修所に入所していることで法務研究科の設置目的は達成されており、研究職への就任が皆無であることに問題はない。

【改善方策】 新司法試験の、日常的な法曹養成教育の評価をプロセスとして問うものであるという趣旨からは試験対策的な発想に基づく教育姿勢は排除すべきであり、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことで、国民のための司法の担い手になる法曹の養成を実現するよう、言い換えると、小手先の技術と知識に不必要に振り回されることがないように、現在の教育のあり方を弛まず追求することが、合格率の向上をもたらすと思料する。

（成績評価法）

B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】 全ての授業科目において、成績評価の基準と方法、考慮要素などをシラバスにおいて表示することになっている。また、第1回の授業において、授業の目的、実施方法とともに、成績評価について、教員から説明をしている。

全ての授業科目に関し、成績の分布を学生に公表している。

【点検・評価】 一部の授業科目においては、まだ、シラバスにおいて成績評価の基準と方法が記載されていないことが点検の結果、明らかになった。

成績分布で判断する限り、一部の科目を除くと、厳格な成績評価が実施されていると判断できる。成績評価のあり方については、これまでも、法科大学院懇談会においてしばしば取り上げられており、厳格な成績評価という理念は共有されているはずであるが、個々の教員の中には、その授業科目が掲げる目標の達成度を重視する結果、他の科目と比較すると、受講者に「優」が多くなっている。

【改善方策】 全ての授業科目に関し、第1回の授業においてだけでなく、シラバスにおいても、成績評価の基準と方法、考慮要素を明記する意義と必要性を、教員全員に徹底させる必要がある。

法科大学院懇談会において、これからも厳格で（対社会的に）信頼される成績評価について検討し、特定の授業科目の成績分布のせいで、全体の成績のあり方に不平等、不均等な状況が生じないように、議論を続けることにする。

（教育・研究指導の改善）

A 群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

【現状の説明】 研究科長は、教授会とは別に、通常は教授会の終了後において、原則、教授会構成員全員が出席する懇談会を、年に数回、開催している。話題は、授業開始後の状況から判断する当該年度の学生の特徴とそれに対する教育上の工夫の提言など（毎年5月ないし6月）、学期末成績評価のあり方（毎年7月及び1月）の他、ローリングの前段階としての「ソーシャル・スキル」の導入（2004(平成16)年6月）、起案等指導担当者それぞれの方針と成果、反省報告（2004(平成16)年12月）、「法曹倫理」に関する方針（2005(平成17)年6月）、「ジェンダーと法」の充実と「セクシュアル・ハラスメント」についての講義の追加（2006(平成18)年6月）など、教育方針、教育方法について問題点を洗い出し、改善策を検討する場となっている。

いくつかの科目（公法演習）においては、組織的に「チーム・ティーチング」に取り組んでいる。現在のところ、「公法演習」における異なる分野の組み合わせ（憲法と行政法）が中心である。

研究科全体の組織的取り組みとは言い難いが、有志がそれぞれの専門分野における最先端の研究、最新の法改正の意図とその影響などについて情報を提供することを主眼とする会合を、不定期であるが、年に数回、開催している。このことにより、教員は隣接領域の変化を専門領域に取り入れることが一層容易になることが期待されると同時に、報告者の

プレゼンテーションについての批評などもされるので、教員相互の研修の機会となっており、法科大学院での双方向の対話という授業形態の実地訓練の場ともなっていると思われる。

若干の教員は、他の教員の授業に出席することで教育方法を模索しているが、これは組織的ではない。

複数の教員がいる一部の分野では、比較的頻繁に会合を開き、授業内容を調整するだけでなく、それぞれの授業方法に関する工夫について、情報交換を行っている。

【点検・評価】 懇談会については、教授会構成員全員が、学生に関する教学上の情報を多角的に共有する場となっており、積極的に評価できる。とくにカリキュラムの検討などについては、委員会方式に見られるように一部の教員に委ねることなく、広く意見を徴収し、共有するための貴重な機会である。

「チーム・ティーチング」は異なる授業運営の方法を複数の教員が体験する機会として有用であるが、その結果がとくに全体的に共有されているわけではない。

教員相互の授業そのものの観察や授業方法に特化した研究などといった組織的取り組みは、現在のところ、なされていない。もっとも、教育方法の研究は研究科主催の講演会のような「座学」で実現できるものではない。教育方法の改善は、個別の教員に委ねるだけでは十分ではないという前提からすると、組織的体系的に、教育方法についての個別の教員による工夫を共有する、あるいは自発的な取り組みを（組織的に）支援する必要がある。

分野毎に複数の教員が会合し、教育内容と方法についての情報を共有することは評価でき、組織的な支援の余地もありそうであるが、分野と教員の構成を考慮すると、どの分野においても実施可能な方法とはいえない。

【改善方策】 懇談会は、今後も、研究科全体で教育に携わるために積極的に活用する予定であるが、教授会と同じように、年間スケジュールをある程度立てて、年度初めに日時と話題を予告することなど、制度化について検討する余地がある。そのことによって、個々の教員も問題意識を持ち、適切なタイミングで話題を提供することが容易になると思われる。もっとも、制度化は硬直した対応をもたらす危険もあるので、制度化が非常に望ましいのかどうかについては慎重に検討すべきであろう。懇談会において、教育方法についての工夫、自発的な取り組みについての支援のあり方など、取り上げるべき対象は多いので、現状に甘んじることなく、ある程度は計画的体系的に企画を立てる必要もある。

「チーム・ティーチング」に関しては、その成否は分野ではなく、担当教員の組み合わせが決め手であるという指摘もある。教員相互の信頼を前提としているので、一般的に導入の是非を問うのは困難であるが、その成果を共有できるような情報提供の機会として、上記懇談会などを利用することが考えられる。

組織的に行っているわけではない研究会については、当面、研究科として組織的に企画実施することが最善の選択であるかどうか疑問であり、それぞれの教員の自発的判断に委ねることが望ましいと思われる。教育方法の工夫については「チーム・ティーチング」と

同様、懇談会において、組織的に取り上げることを検討する余地がある。

A群 シラバスの適切性

【現状の説明】 研究科のシラバスにおいては、授業の目的、授業内容、授業方法、成績評価の方法・基準、教科書、参考文献、履修上の注意が標準的記載事項となっている。本来、シラバスは「概要」以上の意味はないのだが、今日の日本の大学教育においては、個別具体的な授業科目において取り上げられる事柄を授業計画として全体の俯瞰図を提供し、課題や試験の実施態様などを含む評価の方針などを授業開始に先行して明示することが期待されている。その目的は、学生が計画的に受講の準備ができるよう予め授業計画を周知することであり、また、方針や基準を予め周知することで評価が恣意的ではなく、客観的で信頼できることを保証することであると思われる。

この観点からシラバスを検討すると、まず、全ての開講科目についてシラバスが存在し、履修要覧と一体となった冊子『法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス』として法科大学院学生全員に配布されており、さらに、講義案内というかたちで学習院大学のホームページからも閲覧することができる。次に、個別の記載においては、粗密はあるものの、大部分は記載されている指定の教科書と合わせて利用することで授業計画についての事前予告機能を果たしており、教科書等の指定のない場合には、具体的な判決が指示されているので、同じく事前予告機能を果たしているといえることができる。評価方法に関しては、教室における質疑応答などと試験の成績とを勘案するものが大半である。

【点検・評価】 個別具体的なシラバスの記述を点検すると、いくつか問題点を指摘できる。

たとえば「起案等指導」は1年次、2年次、3年次それぞれに配当されているが、その記述はどの学年が対象の場合も同一であり、受講生の学習進捗状況を勘案した内容となっていることが伺えない。同一の授業科目を複数の教員が担当していることから最大公約数的記述とならざるを得ないこと、担当教員はそれぞれ授業開始時にそのクラスごとにスケジュール表を配布していることを考慮に入れるとしても、学年ごとに達成すべき目標とその手段の違いを反映した記述内容でなければ、シラバスとして不親切という非りは避けがたい。

法科大学院においては、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」に規定されている「法曹養成の基本理念」と専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準に照らすと、法律問題のための調査・分析・文章作成とはいえないような新司法試験対策としての答案練習は非常に望ましくないが、一見すると答案練習を実施するような記述があり、誤解を招く懸念がある。

評価の方針に関しては、試験のほか、教室における質疑応答など、たんに出席するだけではなく、積極的に授業に参加することを評価していることは、学習のプロセスを重視する法科大学院の理念に照らし望ましいが、評価の内訳について割合の記載があるものはそ

れほどなく、はっきりしないものが多いことは、評価の客観性、信頼性を確保するうえで十分とはいえない。

【改善方策】 法曹養成の基本理念の趣旨に沿った授業を展開するため、全ての法科大学院担当の教員が「学習院における法曹養成の理念」を再度確認し、誤解を生じないようにする。

「起案等指導」については、学年ごとにその受講生の学習進捗状況と現実のスケジュールを反映できるよう、複数の担当教員の協議を経た上で、工夫することができるのではないかと思料する。

評価の方法だけでなく、その他の記載事項についても、シラバスの意図を十分に実現するという目的から、毎年、検討する。

B群 学生による授業評価の導入状況

【現状の説明】 法務研究科としては2004(平成16)年の設立以来、学期毎に試験直前の2週間という期間を設定し、大学とは別の質問項目を設定した授業評価を実施している。[資料 『授業評価アンケート』 参照]

教員は期間中の授業の際、評価用紙を配布するが、その回収を完全に学生に委ねることで、評価に対する教員の干渉可能性を排除している。回収率は、2005(平成17)年度前期平均78.8%、後期平均63.8%、2006(平成18)年度前期平均50.0%、後期平均72.8%とばらつきがある(2004(平成16)年度も授業評価を実施したが、回収率についてのデータはない)。これは、この回収方法に起因するものと思われる。

個別の授業に関する評価の結果は担当教員に文書及びグラフとして伝達されている。

【点検・評価】 授業評価の集計結果については、9月の教授会において1学期の、4月の教授会において前年度2学期の、全体に関する情報が法務研究科長室において閲覧可能であること、個別の授業に関しては担当した教員に直接配布されることが伝えられている。

(2004(平成16)年9月28日、2005(平成17)年4月12日、9月27日、2006(平成18)年9月26日の教授会議事録より)

授業評価に関する回収率にばらつきがあり、評価結果が学生の意見を正確に反映しているとはいいがたいかもしれない。

学期末に実施されるため、学生は自らの授業評価の成果が授業に反映されるかどうかを確認することができない。次年度以降の授業に学生の意見が実際に反映されているのかという検証も、同じような問題提起が数年継続して記載されるのであれば、担当教員が評価の結果を十分に生かしていないことの証左となるが、受講している学生自身が授業評価の意味と有効性を理解するのはむずかしいということになる。このことは、学生の積極的な協力が不可欠である授業評価の実施において重大な問題となり得る。

この授業評価アンケートには、自由記載欄が設けられていることから、設定されている項目からは読み取れない学生の要望などを汲み取ることができる。

【改善方策】 授業評価に関する回収率を向上させ、かつ、評価に対する教員の干渉可能性を排除する仕組みを工夫したい。

学生への成果の還元を念頭におく制度設計としては、授業を開始後数回実施した時点で項目を絞った授業評価を実施し、その結果を迅速に教員に知らせ、問題の解決が可能である場合には直ちに実現するという手法を採用することが考えられるが、1回の授業評価の実施にかかるコストを考慮すると、その実現可能性は決して高くない。

(3) 国内外における教育・研究交流

B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

【現状の説明】 専門職大学院として法務研究科は日本国内の資格として法曹養成を目的としており、その一端として、国際法、国際私法だけでなく、基礎法的見地から複数の比較法、外国法を授業科目として提供し、日本における法曹の素養として必要最小限度、国際化への対応としているが、それ以上に明確な基本方針は存在していない。

【点検・評価】 法務研究科はその設置の趣旨において、優れた人権感覚や高度な専門技術的知識と並んで、国際的な視野を備えた法曹像を描いているが、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置が適切になされているとは言い難い。

日本の法曹養成機関として、在籍する学生がカリキュラム等の国際化に関心をもっているわけではないことは事実であるので、「馬を水辺に連れていくことはできるとしても、水を飲ませることはできない」といわれるように、たとえ望ましい方針であっても無理強いすることはできない。卒業生が全員順調に司法試験に合格しているわけではない現状において、内実を伴わない国際化への対応や国際交流の推進を形式的に導入することには疑問があるとしても、基本方針の明確化は必要であろう。

【改善方策】 法務研究科としての国際交流の推進に関する基本方針を、早急に明確化することが望ましい。

B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状の説明】 国際化への対応と国際交流の推進に関する法務研究科の基本方針は明確ではないと述べたが、教員レベルでの人的な学術研究の交流が皆無というわけではない。法務研究科からは2004(平成16)年度1名、2005(平成17)年度9名、2006(平成18)年度12名が、それぞれ短期であるが、国際機関(UNCITRALなど)、国際会議等に参加するために派遣されている。法務研究科設置後3年を経過した時点では、法務研究科の教員の長期的な海外派遣は2004(平成16)年度に1件あるが、海外からの研究者を教員としての採用した事例のみならず、長期、短期の受け入れの実績もない。

【点検・評価】 専門職大学院として、海外のロー・スクールに学生を派遣し、あるいは留学生を受け入れ、海外のロー・スクール教員などとの合同の授業プログラムを展開し、

一定の単位取得を認めている法科大学院や、インターンシップの機関として国際機関も含めている法科大学院もあることと比較すると、国際化への対応は著しく遅れているといえることができる。基本方針が明確でないことが、さまざまな場面における消極的な姿勢をもたらしているのではないかと懸念される。

【改善方策】 教員の中には、他の法科大学院において実施されている海外のロー・スクールとの合同の授業に教員として請われ、参加している者もいることから、そのような海外のロー・スクールとの合同の授業プログラムに積極的に参加する機会を法務研究科に在籍する学生に対して提供することなどは実現可能な方策であるといえることができる。

C群 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

【現状の説明】 学習院大学全体としては、現在、25校と国際交流協定を締結しており、さらに、法務研究科は独自に、2006(平成18)年2月に韓国の京北大学校の法学部と、2007(平成19)年3月にオーストラリアのタスマニア大学法学部と国際交流協定を締結している。

【点検・評価】 国際交流協定を締結しているが、京北大学校法学部、タスマニア大学法学部との間で実施されている交流プログラムは、現在のところ、存在しない。

さらに、海外の複数のロー・スクールから、国際交流協定の可能性について打診がある。法務研究科としては、基本方針を明確にした上で、学生と教員にとり有意義で実施可能なプログラムを前提とする国際交流協定の締結については積極的に取り組むことの費用便益分析を前提とする判断が必要である。

【改善方策】 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置に関して述べたように、すでに存在する海外のロー・スクールとの合同の授業プログラムに教員だけでなく、学生も参加することを通じて、国内外の大学院間の組織的な教育研究交流に関する有意義で実施可能なプログラムについての知見を得ることが可能である。

C群 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

【現状の説明】 現在のところ、外国人研究者に関する特別の受け入れ体制は準備されていない。

【点検・評価】 これまでのところ、外国人研究者を、教員、研究員などとして採用することが検討されたことはない。

C群 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

【現状の説明】 法務研究科は、現在のところ、教育研究の成果の発信手段としての学術雑誌、オンライン・ジャーナル等は発行していない。

【点検・評価】 教育研究の成果を外部に発信する手段に対するアプローチについて、さまざまな見解が錯綜しており、法務研究科としての方針について、見解の統一に至っていない。一つは編集責任体制に関してで、アメリカのロー・スクールで発行されている教育

成果の発信手段として学生が編集責任を負うロー・レビュー・タイプと、従来からの教員による編集責任を前提とする研究雑誌タイプ、さらには、教員の編集責任ではあるが、ピア・レビューを導入し、執筆者を法務研究科の関係者に限定しない掲載論文公募タイプの何れが適切であるのかについての検討はまだ十分になされていない。また、媒体として、紙メディアを中心とするのか、電子メディアを中心とするのかについても、予算との関係もあり、結論は出ていない。さらに、近年の新しい方向として、執筆者の負担を前提とする（オンライン・ジャーナルも含む）学術雑誌のあり方が提案されていることもあり、慎重に検討することが望ましい。

【改善方策】 教育研究の成果を外部に積極的に発信することは、学術雑誌以外にも、法務研究科に関するニュース・レター等、検討する余地があると思われる。

C 群 国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得のための配慮の適切性

【現状の説明】 国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得のための配慮はとくに行っていない。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

A 群 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状の説明】 本法科大学院においては、3年以上在学し総計 100 単位以上取得することを修了要件としているが、法学既修者である学生については一定の科目の 30 単位分については、修得したとみなして、2年以上の在学で 70 単位以上の取得を修了要件としている。この要件を満たした修了者に対しては、法務博士（専門職）の学位を授与している。

修了の認定に係る評価基準については、学習院大学専門職大学院学則・学位規程及び法科大学院履修規程によって学生に示されている。また、個々の授業科目修了の認定については、認定方法及び基準がシラバスにおいて記載され、学生に開示されている。

本法科大学院は、開設以来過去 2 回修了認定を行い、修了者に法務博士の学位を授与してきている。過去 2 回にわたる修了者は別表のとおりである。

2005(平成 17)年度修了者に関しては、法学既修者コースの入学者のうち 1 名が修了せず退学しているが、これは在学中司法試験（旧試験）に合格したためである。2006(平成 18)年度修了者に関しては、法学既修者コース入学者のうち、2 年間の修業期限内に修了要件を満たさなかった者は合計 6 名で、そのうち 4 名は、進級に際して必要単位を修得できなかったため、原級に留まった者であり、他の 2 名は病気等のため休学した者である。また法学未修者コース入学者のうち 2 名が修了していないが、これは自己都合により退学した者である。

〔別表〕

修了年度	未修者コース		既修者コース	
	入学者	修了者	入学者	修了者
2005年度			51 (2004年度入学)	50
2006年度	15 (2004年度入学)	13	35 (2005年度入学)	29

【点検・評価】 上記のデータから見ると、2004(平成 16)年度入学者については、既修者コースおよび未修者コースのいずれにおいても、修業年限を修了した者は全員修了要件を満たし学位の授与を受けており、それぞれのコースにおける修了状況は順調である。これに対して 2005(平成 17)年度入学者の内既修者コースにおける修了状況に関しては、2年間に在学したにもかかわらず、修了要件を満たさず、学位の授与を受けられなかった者が6名存在し、その割合は、約 17%になる。これらのうち、進級保留により修了できなかった者の割合に絞ると約 11%となる。

以上のように本法科大学院における最近の修了状況を見ると、所定の修業年限を経ても修了要件を満たすことができなかった者が約 1 割存在しているが、しかしこのことから直ちに本法科大学院の修了要件を見直す必要があるとは考えられない。すなわち、修了要件としての取得すべき単位数は特に過大とはいえず、また履修すべき科目の構成もバランスがとれており、特定の分野に偏った構成がなされているわけではなく、学生にとっては履修しやすい構成となっている。したがって、本法科大学院の修了要件が特に厳しいものとなっているとはいえない。ただこれからの本法科大学院における教育においては、授業のみならず授業以外の指導等の強化、改善により、所定の修業年限内で修了要件を満たし得ない上記 1 割強の学生の数をできるだけ減少させる努力が要請されているものと考えられる。

また本法科大学院においては、進級または修了が保留され、原級に留め置かれた学生が、その学年で取得した単位を全て再履修しなければならないという制度を採用しているが、この点については、修了要件の適切性という点でやや問題がないとはいえないと考えられる。すなわち、この再履修の制度は、進級または修了が保留された学生にとって、合格はしても不十分な成績しか挙げられなかった科目について再度勉学の機会を与えるという点では有益であるが、単位を取得しただけではなく、優秀な成績を挙げて合格した科目についてまで再履修を要求するということは、やや合理性を欠き、学生の勉学意欲を失わせる

おそれもあり、修了要件を実質的に厳しくするおそれがないわけではない。

なお、修了の認定に関わる評価基準については、専門職大学院学則・学位規程及び法科大学院履修規程において学生に示されており、かつ個々の授業科目修了の認定についても、その方法及び基準がシラバスにおいて記載されていることから、学生に対して修了認定の評価基準を明示しているものと考えられる。ただ、シラバスにおける個々の授業科目に関する修了要件、判定方法及び判定基準についての開示に関しては、部分的にはやや十分でない面も見られるので、さらにこの点についての開示の充実が必要である。

【改善方策】 現在カリキュラムの改革を行っているが、この中で進級保留者の再履修の必要性に関しても再検討している。具体的には、進級または修了保留者に対する再履修について若干の手直しが必要であり、特に進級保留者に関して、原級において取得済みの科目のうち、優れた成績を上げている部分については、再履修を要求せず、単位をそのまま認めることとすることが望ましいと考えており、その方向で改革を進める予定である。また、修了認定の前提たる個々の授業科目修了の認定についての評価基準の明示については、シラバスにおける評価方法及び基準についての記載の一層の明確化及び内容の充実を図る方向で改善を進めている。

B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】 本法科大学院における修了認定の審査は、専任教員の全員が出席する法科大学院教授会において所定の修業年限を満了する学生一人一人につき個別的に修了要件を満たしているか否かを審査し判断している。

【点検・評価】 教授会における審査・判定は、所定の在学期間を満了する学生が取得した単位数およびその単位に係わる授業科目という客観的データに基づき行われており、専任教員全員が審査・判定に直接参加していることからその客観性・透明性は適切に確保されていると考えられる。また審査に際しては、学則・学位規程等の明文化された修了認定基準に従って判断しており、学生に明示された認定基準による修了認定という点も適切に確保されている。

3 学生の受け入れ

【目標】 国民生活におけるリーガル・サービスの提供とその拡大に積極的に寄与し、国民のための司法を担う法曹になりうる優秀な人材を受け入れることに努める。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A 群 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状の説明】 (1) 入学者選抜に係る基本的考え方

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することを基本とし、そのためには選抜に際して法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視するのは当然であるが、それだけにとどまらず、人物についても重視して選抜している。具体的には、志望の動機が堅固であるか、責任感が厚いか、バランスの良い能力を持っているか、円満な人格かといった面を実際の選抜において考慮している。

また社会人の入学者の確保も入学者選抜に際しては考慮しており、3割程度の確保を意図している。既修者、未修者のいずれのコースにおいても、社会人の入学が期待されるが、特に未修者のコースでは入学者のうちのかなりの数が社会人によって占められることが予想されている。

(2) 募集方法 本法科大学院においては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースに分けて募集しており、前者の募集人員は15名程度で後者は50名程度である。いずれのコースを志望するかは、出願に際して志願者自身が選択することとしており、両コースの併願は認めていない。

(3) 選抜方法 第1次審査と第2次審査の2段階を経て行っている。第1次審査は書類選考であり、第2次審査は筆記試験と面接試験からなる。第1次審査の書類選考は、一定数以上の志願者がある場合に、的確な第2次審査を可能にするために第2次審査の受験者を適切な数に限定するために行われる。

第1次審査においては、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書および志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断している。法科大学院適性試験の成績の審査については、原則として大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」の成績によっているが、日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」の成績を審査対象とすることも認めている。ただ、志願者間の適性試験の成績の比較を可能にするために、上記後者の成績に関しては、前記の試験成績に換算して評価、判定を行っている。

第2次審査においては、筆記試験と面接試験を行っている。法学未修者に該当する志願者に対する筆記試験としては、小論文試験を課しており、法律学を勉強する上で不可欠の

論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。法学既修者に該当する志願者に対しては、筆記試験として公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の3分野7科目について行っている。この法学既修者に対する筆記試験は、後述の面接試験とともに本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足る能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているため、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。法律科目試験の評価は、総得点によって行われるが、極端に得点の低い科目がある者については、総得点に係わらず不合格とされる場合があり、このことは入学試験要項で応募者に開示されている。

第2次審査としては、さらに面接試験を実施しているが、面接試験は、筆記試験の結果、一定の水準に達した者についてのみ行っている。未修者、既修者のいずれについても、個別面接により行っているが、面接試験では、人物の面を見ることとしており、特に志願者の学習意欲や学習を継続する能力の有無について判断している。

本法科大学院では、合格者の選考に際して、これに次ぐ成績を挙げた一定数の者を補欠合格者として選考し、合格者のうち入学辞退者が出た場合にこれらの補欠合格者を数段階に分けて補欠の解除を行い、本法科大学院の定員の充足を図る努力を行っている。

出願から最終合格発表までのタイムス・スケジュールに関しては、2008(平成20)年度入学試験を例にとると、8月27日から9月3日までが出願期間、9月27日第1次審査合格発表、10月14日筆記試験、11月2日筆試験合格発表、11月11日面接試験、11月29日最終合格発表となっており、第1次審査合格発表から最終合格発表まで2ヶ月以上経過している。

〔別表〕

入学年度	未修者			既修者		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
2004年	594	21	15	767	70	52
2005年	142	27	18	238	57	35
2006年	430	19	16	698	75	43
2007年	393	21	16	702	67	37

【点検・評価】 本法科大学院における入学者選抜方法は、書類審査、筆記試験および面接試験の3段階の制度となっており、学力のみならず、人物評価という面からも適切な審査がなされるように配慮され、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜する方法として適切な選抜制度であると考えられる。実際の制度の運用の面に関しても、書類審査から面接試験まで、志願者に対しては、かなり時間をかけて慎重に審査を進めてきており、適切に運用されていると考えられる。このことは、法科大学院開設以来入学してきた多くの学生の資質の高さから裏付けられるものといえよう。

募集人員に対する入学者の関係では、法学未修者コースの入学者については、各年度と

も入学者が募集人員を若干上回っているが、法学既修者コースの入学者が 2005(平成 17)年以降募集人員を下回る状況が続いている。この点は志願者の多くが他の法科大学院と併願している点や、法曹養成を目的としている以上、資質について一定の基準に達していない志願者を合格させることはできず、安易に合格者の増加を図ることができないことから、ある程度やむを得ない面があるともいえる。ただ、本法科大学院に合格しても、実際に入学手続きをとらない志願者が少なからず存在することについては、その原因として、上記に述べた点以外にも、本法科大学院の試験期間が他の法科大学院に比べて長過ぎることにもあると考えられる。試験期間にかなりの時間をかけることは、慎重かつ丁寧な選抜方法である点においてメリットを有すると考えられるが、志願者にとっては、ある程度負担に感じられる面があることも否定できない。

また未修者コースの志願者のかなりの部分が法学部卒業生で卒業後直ちに志願している場合が多く、本法科大学院が未修者コースへ入学を期待している志願者像とはずれが生じていることも一つの問題点であろう。法学部を直近に卒業した者が未修者コースにかなり存在することは、法学初心者を対象として、基礎的な法学教育から開始するという未修者コースの教育方針とは調和しない面が生じるおそれがある。この点については、未修者コースについての募集方法および入学者選抜方法についてのみならず、未修者コースのあり方についても長期的に検討することが必要であろう。

【改善方策】 入学試験期間について、慎重かつ丁寧な審査というメリットを維持しつつ、試験期間を一層短くし、志願者の負担を軽減するために、書類審査、筆記試験、面接試験に関し、それぞれの試験実施日から合格発表日までの期間をできるだけ短くすることが必要であり、そのための入学試験のスケジュールおよび各試験の作業日程の再検討が昨年以來進められてきている。

(社会人の受け入れ)

B群 社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】 社会人学生の受入状況を各年度の入学者に対する社会人学生の割合で見ると、2004(平成 16)年度約 30% (未修者コースでは約 67%)、2005(平成 17)年度約 13% (未修者コースでは約 22%)、平成 18 年度約 22% (未修者コースでは約 44%)、平成 19 年度約 17% (未修者コースでは約 44%) となる。

【点検・評価】 30%程度の社会人を受け入れるという目標から見ると、実際の受入人員は 2004(平成 16)年度を除いては、かなり目標を下回っている。ただ未修者コースでは、2005(平成 17)年度を除き、いずれの年度においても、受入状況は目標を大幅に上回っており、問題は既修者コースにおける受入状況が芳しくないという点にあり、今後の検討課題となっている。

(定員管理)

A 群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状説明】 収容定員 195 名（法学未修者約 15 名、法学既修者約 50 名）に対して、2007 年 5 月 1 日現在、在籍学生数は 132 名である。（うち法学未修者 47 名、法学既修者 85 名、休学者を含む）比率は 67% である。

収容定員を大幅に下回っているが、3 年制コース（法学未修者）の 1 年生の定員は約 15 名であることから、15 名（1 年生）＋65 名×2（2・3 年生）＝145 名という人数で考えると、比率は 91% である。

【点検・評価】 在籍者数が収容定員を若干下回っている理由は、学力レベル低下を避け、一定の教育環境の質を保つために入学選抜を厳しくし、入学定員に近い数しか合格者数をだしていないためである。また、入学試験の合格者が最終的に入学する数が、それぞれの年度により変動しており、定着率を正確に読みきれないことも一因である。

もうひとつの理由としては、厳格な進級判定のため、学力不振、進路変更により退学する者がいるためである。

【改善方策】 定着率は他大学の法科大学院の入試日程に影響される面もあることから、今後は他大学の動向を十分調査した上で、本学法科大学院の入試日程を決定することにした。

4 教員組織

【目標】 研究・教育のいずれについても高度の能力を備えた教員を、各専門分野にバランスよく配置するとともに、教育効果の向上を図るべく、ティーチング・アシスタントやチューターとなるべき人材を確保し、活用することを目標とする。

(教員組織)

A 群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

法務研究科は、実務法曹の養成を目的とし、知識・法的思考・専門家に要求されるモラルなどの面でバランスのとれた法曹を養成するべく、オーソドックスなカリキュラムを編成している。学生の定員数 145 名（1 年次 15 名、2 年次、3 年次各 65 名）に対して専任教員の定員数は 15 名である。学生数に対して十分な教員数が配置されており、また、教員の構成も、研究者・実務家の別、担当分野などにおいて、おおむねバランスがとれているといえる。なお、専任教員の他法科大学院への異動のため、2007(平成 19)年度は民法の専任教員は法務研究科には在籍していないが、2008(平成 20)年度に 1 名着任する予定であるため、問題は解決の方向に向かっている。

改善点としては、少人数を対象として法文書の作成を指導する「起案等指導」における学生数をさらに絞ることが挙げられる。現在、10 名程度のクラスがいくつかあるが、個別指導を徹底するためには、1 クラスあたり 5～6 名が理想的である。これを実現するために、専任教員を増員するか、または非常勤で指導にあたる実務家を確保するなどの方策が考えられる。

A 群 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

【現状説明】 一例として民法について述べる。

まず、未修者に対しては、民法入門を 4 部制にして、最初の 3 つは研究者教員 3 名が前期に担当し、入門 4（債権総論・担保物権）は、後期に実務家教員が担当している。担当者の間では、まず教科書選定から始まって（共通なものを決めている）、どのような内容の講義をするかを協議する（この協議には入門 4 の担当者も加わる）。つぎに、入門 1（家族法も含む民法概論）が週 4 日 4 週間で講義を終わるので、入門 2（総則・物権）と入門 3（債権各論）の担当者に対して、その終講直前に入門 1 の進度、学生が躓く箇所などを説明し、意見交換をおこなっている。また、学期末試験に際しては、重複がないことを確認し、さらには出題内容も相互に検討している。採点基準もお互いチェックしあっている。そのほか、落第した学生に対するアフターケアについても、まず教員間で方針を協議し、その方

針に従って、各自が学生の希望を聞きつつ補講をおこなっている。

既修者については、「民法判例演習1」についてはクラスを2つに分けているので、教材の選定・時間割などについて協議をおこなっている。2007(平成19)年度は同じ時間帯に授業をおこなった。学期末試験の出題内容・形式、採点基準などについても協議をしている。その他の、消費者法、家族法などの科目についても、民法担当者内部で随時意見交換をおこなっている。

民法以外の複数教員のいる科目についても、おおむね同様の連携体制になっている。

【点検・評価】 入門1から3の担当者と入門4の担当者とは、随時意見交換をしているが、前期・後期に分かれていることと、実務家教員の出校日が限定されるため、全員が集まって話し合うということがなかなか困難であるのが現状である（これは既修者の科目についてもいえることである）。

【改善方策】 実務家教員との協議についての改善点としては、2009(平成21)年度に向けて民法内で必修科目の見直しをする予定でいるので、そのために、法科大学院教授会終了後などに定期的な会合の場を設定したいと考えている。

(研究支援職員)

B群 研究支援職員の充実度

B群 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法務研究科には4名の副手が配属されている。副手は、法科大学院内の教務・庶務などのほかに、実務家教員も含めて専任教員数名に1人の割合で研究の支援を行っている。これは、他大学には見られない特色であり、教員として非常にありがたいシステムで、研究の増進に役に立っている。

TAは、目下のところ、学部・法学研究科の授業のためだけに認められており、法務研究科にはまだ制度として整備されていない。今後改善が求められようが、TA有資格者(法学研究科の大学院生)が極端に少ない(2006(平成18)年度は2名)ことがこの制度整備を遅らせている原因である。そこで将来は、法科大学院を修了し司法試験の結果発表を待っている法務研修生をTAとして活用することも考えられよう。

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

採用人事の実例としては、2007(平成19)年度着任の2名の実務家教員(刑事法、担保・執行法)および1名の研究者教員(行政法)、2008(平成20)年度着任予定の1名の研究者教員(民法)の例がある。法科大学院教授会で、審査委員会を設置し、専門分野の研究者教員を主査、関連する分野の研究者教員を副査として、候補者の業績を審査した。審査委員会で約1カ月をかけて審査を行ったのち、審査結果は教授会で報告される。それに基づい

て採用の決議が行われている。

法学部とは組織を異にするが、授業計画や研究室その他の施設の利用などにおいて関連があるため、どのような人事が行われたかは、事後に法学部長に報告している。

実務家教員の任期は3年であり、更新は10年まで可能となっている。研究者教員については、任期制は採用していない。

このように、実務家教員については任期制が導入されているが、研究者教員については流動化を促進させる措置は格別講じていない。本法科大学院の特色として、優秀な人材をそろえているせいか、他大学に引き抜かれることがよくあり(2006(平成18)年度末で2名)、結果として教員の流動化に貢献していることになっている。

(教育・研究活動の評価)

B群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

C群 教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

教員相互の教育活動及び研究活動の評価については、「修士課程・博士課程の教育内容・方法等」(教育・研究指導の改善)の項目、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況、の記述を参照していただきたい。

そのほか、教員は個々的には、著書・抜き刷りの交換を通して、事実上お互いの研究業績を把握している。さらに、不定期であるが年に数回スタッフ研究会を開いて、相互に研鑽を積んでいる。

5 研究活動と研究環境

【目標】 各教員が十分な研究時間をとることができるように、授業および学内行政の負担を調整し、国内・在外研修制度の利用を進める。また、研究活動に必要な図書・雑誌を充実させるべく、文部科学省の私立大学等研究設備等整備費補助金を申請するなどの努力を続ける。

(1) 研究活動

(研究活動)

A 群 論文等研究成果の発表状況

C 群 国内外の学会での活動状況

C 群 当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

C 群 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

法務研究科における学術研究論文数、国際学会でのゲストスピーカーなどは次のようになっている。

	16年度	17年度	18年度
学会誌・国際学会議事録等に 掲載された学術研究論文数	20件	21件	21件
国際学会でのゲストスピー カー	0人	1人	0人
科学研究費補助金採択件数 及び金額		1件 5,600千円	1件 6,600千円

一般に、法科大学院の教員は授業等で疲弊しているといわれているが、本法務研究科の教員はそういう厳しい環境のもとで地道な研究活動を行い、学会で評価される学術論文を発表している。しかも、特筆すべきは、教員の多くが政府の審議会、自治体・民間団体の委員会・研究会のメンバー、さらには国家試験（新旧司法試験など）の考査委員などになって、各自の研究成果を社会に還元していることである。その活動の報告書共著も上記論文数にカウントしている。

国際学会でのゲストスピーカーのものは、国立台湾大学で開かれた国際シンポジウム（「アジアにおける法学教育」）での報告であり、その原稿は Structural and Institutional Arrangements of Legal Education: Japan, 24 Wisconsin International Law Journal, 2006, P. 153-197 に掲載されている。

なお、科研費の採択数は少ないが、他の財団から助成を受けて研究をしている者もいることは評価したい（日弁連法務研究財団の助成による民事訴訟利用者調査研究会〔代表：

菅原郁夫名古屋大学教授]。2005(平成 17)年度～2007(平成 19)年度)。

改善点としては、図書・雑誌の充実にもっと積極的になるべきだということである。法学科の教員は、毎年文科省の私立大学等研究設備等整備費補助金を申請する努力をしており、ほぼ毎年度採択されている。その結果、学習院大学法経図書センターのドイツ法の叢書、古い判例集 (Gruchot、SeuffArch などは日本国内でも所蔵している大学はあまりなく、本学は最近入手した。これらは、1800 年代の後半から 1940 年代までの判例を分析するためには必読判例集である)、重要な雑誌のバックナンバー (ドイツ法だけでなく、スイス法、オーストリア法にも及んでいる) はだいたい所蔵するに至り、ドイツ法の研究環境は著しく充実した、と自負している。

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

C 群 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

法務研究科専用の図書館は設置していない。最高裁の判例集など基本的な図書・雑誌は学生の自習室のそばに配置しているし、インターネットで情報を入手できる体制になっている。しかし、登記研究、訟務月報などの専門雑誌、参考書などは学部生も利用する法経図書センターに所蔵しており、法務研究科の院生はここで調べものをする事になっている。

そのほか、大学の付置研究機関としての東洋文化研究所は東アジア (中国、韓国、台湾) 関係の図書・雑誌を収集しており (原則として法経図書センターでは収集していない)、近時は法律関係図書・雑誌も収集対象としている。これまでの法務研究科の院生の中には中国語を読める者がおり、2005(平成 17)年度の「比較法 1」の授業での報告のためにこの研究所の文献を使用したというケースがあった。

また、東洋文化研究所の研究プロジェクトに積極的に参加し始め、民法の教員が 2006(平成 18)年度から 2 年間の予定で「東アジア比較私法」プロジェクトを発足させた。中国、韓国、台湾の民法・信託法などの分野について個別の問題を日本法と比較しつつ検討している。このような研究を通して、一面では来るべき日本民法典の改正の方向性を探りつつ、他面で東アジア共通私法の発見・構築の礎になることを期待している。数年内にその成果をまとめて「東洋文化研究叢書」として発表を予定している。

(2) 教育環境

(経常的な研究条件の整備)

A 群 個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状説明】 本法科大学院は専門職大学院であるから、実務をにらんだ法理論教育を実践することをその本旨とするが、そのためには研究活動の一層の充実が不可欠である。現在個人研究費は教員一人当たり年間 40 万円が支給され、研究旅費もその中から支弁される

ことが予定されている。

【点検・評価】 個人研究費の額もその用途も、全学的に統一されており、さしあたり支障はないものの、研究旅費を個人研究費の中で賄うことについては、研究活動の性質上旅費の支出が多い場合には通常の個人研究費の使用を圧迫する可能性もないではないと思われる。

【改善方策】 個人研究費と研究旅費とを区分し、後者については別途一定額を定め、必要に応じて支出することが望ましいであろう。この点は、大学全体として検討することを求めていると考えている。

A 群 教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状説明】 現在本法科大学院の教員（専任教員および兼任教員）は、東 2 号館と東 1 号館に個人研究室を割り当てられている。現時点では、研究者教員については、1 人 1 部屋を確保できているが、実務家教員については、2 人 1 部屋となっている。東 2 号館の 8 階に法学部共同研究室があり、教員 4 人に 1 人の割合で教員の教育研究の補助に当たる副手が常駐している。さらに、東 2 号館には、判例資料室があり、最高裁判例集を初めとする各種判例資料のほか、パソコン等の機器が設置され、教員の研究活動に資するものとなっている。

【点検・評価】 上記のように、本法科大学院の教員の個人研究室は東 2 号館と東 1 号館に分散しており、東 1 号館に研究室を有する教員にとっては、法学部・経済学部図書センターや判例資料室が東 2 号館にあることから、多少の不便を強いることとなっている。現在、新中央教育研究棟の建設計画が進行中であり、その中に本法科大学院の学生のための自習室のほか、教員の個人研究室も必要な数だけ設置される予定である。したがって、新棟が竣工したあかつきには、東 1 号館に入っている教員は現在よりも快適な新棟の中の個人研究室に移動することができるものと考えている。

【改善方策】 上記のように、現在東 1 号館に個人研究室を有する教員にとっての研究環境をより快適なものにすることが必要な改善点であり、新棟を予定どおり竣工させることにより、それを実現していきたい。

A 群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状説明】 法科大学院においては何よりも教育に重点が置かれ、多くの教員が教育に多大なエネルギーと時間を注いでいる。毎回の授業のために、あらかじめ関連資料や課題を作成・配付するとともに、レポートの添削等作業量が著しく増加している。本来法科大学院における質の高い教育は深められた研究に裏打ちされるべきものであり、教員には十分な研究時間が確保されるべきであるが、法科大学院の開設以来、教員の授業負担は増加の一途をたどっており、十分な研究時間の確保が難しいのが実情である。

【点検・評価】 教育に重点を置くこと自体は正しい方向であるといえるが、全体として

もう少し負担軽減を図らなければ、個々の教員の研究活動に支障が生じ、ひいては法科大学院の教育の質の低下を招くことにもなりかねないと危惧される。

【改善方策】 半期ごとに授業が完結する法科大学院の教育にあっては、授業計画を工夫することにより、教員の授業負担を前・後期のいずれかが軽くなるように配慮することが考えられる。また、定期的に研究に専念する期間を認めて、交代で研究時間を確保するように努めるべきである。

A 群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状説明】 本法科大学院では、7年間に1回研究休暇をとることができる建前になっているが、発足間もない法科大学院を軌道に乗せるために克服すべき課題が山積している現在、建前どおりの運用はなされていない。

なお、国内・在外研修制度は、法学部法学科に準拠して整備されている（2007(平成 19)年度には1名がこの制度を利用している）。

【点検・評価】 教員の研究活動を活発化し、成果を挙げさせるためには定期的に研究に専念することを実行に移さなければならないと考える。現状のままでは、研究活動は停滞しかねないと懸念される。

【改善方策】 したがって、研究休暇制度を建前どおり実施すべきであり、そのためには、教員の増員を図ることも必要になると考えている。

6 施設・設備等

【目標】 法務研究科の施設・設備の大部分が集約的に配置されることになる中央教育研究棟の完成を進めること、カリキュラムの特徴や学生のニーズへの対応、教員の研究環境の向上に配慮した施設・設備のありかたについてさらに検討を続けることを目標とする。

(1) 施設・設備

(施設・設備等)

A 群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状の説明】 法務研究科を設置するにあたり、大学内の施設を点検した結果、既存の施設を活用することで、法務研究科として必要な施設・設備を提供することが十分に可能であると判断された。

現在、法務研究科専用の施設としては法務研究科長室・秘書室と専任教員の研究室 12 室の他、法務研究科学生の自習室 8 室、ロッカー室 2 室、判例文献等資料室 1 室がある。講義室、演習室は原則全て全学共同利用である。これらの講義室の中には模擬法廷教室も含まれており、法務研究科の授業には頻繁に用いられているが、専用ではない。図書に関しても、法務研究科独自の図書室を設けるよりも既存の蔵書を有効活用するという観点から、法学部、経済学部、法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科の利用を念頭において運営されてきた法経図書センターに対し、2006(平成 18)年度から法務研究科も運営に加わるようになった。

【点検・評価】 法務研究科長室・秘書室は東 2 号館 8 階に、専任教員の個人研究室は、現在、東 1 号館 6 階に 4 室、東 2 号館 8 階に 2 室、9 階 6 室、と分散している。専任教員の利用できる資料室等は法学部教員と共同利用を前提としているが、法学部、法務研究科に在籍する教員数は全体としてみると決して多くはないので、共同利用といっても支障は生じていないというのが一般的な認識である。法務研究科自体の予算規模が小さいことを考慮するならば、むしろ共同利用という形態をとることで、単独では予算上導入し得ないさまざまな資料やデータベースへのアクセスが可能になっていると、その共同利用体制を積極的に評価できる。

法務研究科学生の自習室は、東 1 号館に 4 室 (103 室、204 室、308 室、309 室) 90 席、北 1 号館に 3 室 (204 室、205 室、206 室) 55 席、東 2 号館に 1 室 (206 室) 21 席、合計 166 席が法務研究科の学生、法務研究生、法務研修生専用として準備され、基本的には 7 時から 23 時まで活用されている。自習室ではパーティションで一人ずつ仕切られた机と椅子を 1 席として数えている。さらに、法経図書センターの 3 階、4 階の書庫内に設けられている

PCの利用できるキャレル36席は大学院生専用である。法経図書センターには5階の58席、6階の142席、7階の152席と多数の閲覧、自習用の席があり、その中でも、7階のPCの利用できる自習席16席、グループ学習室2室(18席)は法務研究科の学生が比較的頻繁に利用している。法経図書センターの利用時間は、書庫内のキャレルや自習席も含め、原則、8時50分から20時または21時までである。

法務研究科学生専用の自習室のうち、6室には大学のLANに接続したPCが全ての机に設置されており、2室だけPCを配置していない部屋となっているが、その部屋からもPCを持ち込めば大学のLANに接続することは可能である。法務研究科の学生、研究生、研修生は、大学のLANを経由することで、第一法規の法情報総合データベース、TKCの法科大学院教育研究支援システム、LICのLLI主要法律雑誌判例検索システムにアクセスすることができる。これらデータベースの予算は年間約1000万円となっている。

東2号館の1室と東1号館の2室を除き、固定席ではない。在籍者数よりも席数の方が多いので、自習室の机が不足し、登校しても自分の居場所がないということはない。現実には、自習室より法経図書センター内の書庫などを自分の勉強環境として好む学生も少なからずいる。

法務研究科学生には、ロッカー室が2室、合計216個準備されている。在学生の数より多いので、自習ゼミなどのための複数人による利用も、申請を条件に、認めている。

法務研究科の学生、研究生、研修生専用の判例文献等資料室には、判例時報、判例タイムズ、法学協会雑誌、最高裁判所判例集、民商法雑誌と法律判例文献情報が、バックナンバーも含め、配架されており、このための予算は年間約30万円である。

学生全員にアカウントを設け、大学のLANへの接続を可能にしていることから、(自習室も含む)学内のどのPCからでも、6台のプリンターを利用することができる。(現在、印刷枚数制限はしていない。)また、ロッカー室、判例文献等資料室には3台のコピー機も設置されているので、必要な資料へのアクセスと利用環境は十分に保障されているといえることができる。

法務研究科が、法学部、経済学部及び関連する研究科と共同で利用している法経図書センターは、年間予算約2億2250万円、蔵書数約54万冊、学術雑誌(和洋)約2500タイトル、電子ジャーナル約290タイトルの他、10の商業データベースと契約している(2006(平成18)年度)。学部図書館であるが、中規模大学の総合図書館と比べても遜色のない規模、内容である。図書に関する限り、法務研究科独自の図書施設・設備を敢えて設ける必要はなく、むしろ、共同利用にスケール・メリットがある。

【改善方策】 現在、法務研究科の施設・設備を1個所に集中することを可能にする新しい教育・研究棟建設が計画されている。この計画では、法務研究科長室、法務研究所、判例資料室、専任教員の個人研究室15室、学生面談室3室、演習室3室、法務研究科学生専用自習室5室(218席予定)、小規模であるが法務研究科学生専用の判例文献等資料室等が同一建物内に予定されている。法務研究科の全ての講義、演習等が同じ建物の中で行われ

るわけではないという意味においても、複数の部局が建物を共同で利用するという意味においても、予定されている建物が法務研究科専用というわけではないが、教員の個人研究室があちこちの建物に分散されているという現状はかなり改善される予定である。もっとも、東 2 号館にある法経図書センターへのアクセスや共同研究室に所属する助手との連絡が現状よりも悪くなるのではないかと懸念されている。

B 群 大学院専用の施設・設備の整備状況

【現状の説明】 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況において述べたように、法務研究科専用の施設・設備は、法務研究科長室と大学院学生用の自習室、ロッカー室、判例文献等資料室以外には、ない。

【点検・評価】 法務研究科単独で見ると、施設・設備の整備状況は、他の法科大学院と比較する限り、相当見劣りすることは否めない。しかしながら、法学部などとの共同利用の結果として、その実態は、専用ではあるが最低限度しか施設・設備を準備できなかったところよりは恵まれている。

【改善方策】 共同利用を積極的に推進する方向が、施設・設備の効率的な運営において望ましい。

C 群 大学院学生用実習室等の整備状況

【現状の説明】 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備当初条件の整備状況において述べたように、自習室における PC、大学内の LAN とデータベースへのアクセス、東 2 号館や西 2 号館に設置されているフリー・スタンディング PC の利用などの状況からすると、法務研究科における大学院学生に必要なかつ十分な環境は整備されている。

【点検・評価】 少なからぬ学生が、朝は 8 時前から、夜は 11 時の閉室時まで、また、日曜や授業のない期間も積極的に自習室を利用しており、年末年始の利用制限の撤廃に対する要望もある。非常によく利用されているといえる。このように長時間、長期間にわたり、学内で過ごしていることから、より快適な環境、たとえば食事をするラウンジ・スペースの確保や授業のない期間中の食堂等に対する要望なども寄せられている。無理からぬことと思われる。

自習室の席数は在籍者数を上回っているが、原則として固定席制度を採用しなかったことから、そのような必要性はないにも関わらず、自習室の席を確保するという理由で徒に周囲との摩擦を起こす学生がいる。席数が足りないという錯覚が払底しきれていないのは、こちらの説明不足かもしれない。

【改善方策】 学内において、大学院学生のためのラウンジ・スペースに転用できる場所を探索しているところである。

自習室の席数については、これからも丁寧に説明するよう、努める。

(独立研究科の施設・設備等)

C 群 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

【現状の説明】 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況および大学院専用の施設・設備の整備状況において述べたように、法務研究科専用の施設等の整備は決して十分ではない。

【点検・評価】 法務研究科専用の施設等を、必要最低限だけ、整備するよりは、法学部等と共同で非常によい施設を利用することの方が、現在の状況では望ましいと思われる。

【改善方策】 法学部、法学研究科、政治学研究科、経済学部、経済学研究科、経営学研究科と、施設・設備において、効率的な共同利用を促進する方向を維持する。

(維持・管理体制)

A 群 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

【現状の説明】 学内において、施設・設備等を維持・管理する最終的な責任は学校法人の施設部にあるが、日常的な維持・管理は、関係する部局が行っており、法務研究科は、教員の利用する東1号館、東2号館の部屋については法学部と共同で、法務研究科学生の利用する11の部屋については単独で、日常的な維持・管理を行っている。また、法経図書センターに関しては、日常的な維持・管理はセンターが行うが、全体としては法学部、経済学部と法務研究科が共同で運営についての判断をしている。

講義室、演習室等については、原則、大学（教務部）が全体として行っている。

【点検・評価】 法務研究科の授業は実務家教員や外部講師招聘との関係で6限（18時から19時30分まで）に開講されることがある。その場合には、講義室、演習室等の利用に関しても、大学（教務部）ではなく、法務研究科長室が責任を持つかたちとなっており、利用できる教室などに制約が生じている。（大学職員の勤務時間延長は生じないが、法務研究科長室秘書の勤務時間が過度に長くなっていることは非常に問題であろう。）

大学院学生の自習室が、大学図書館や就職部と隣接する部屋を利用している関係で、大学図書館や就職部の施設を利用する学生に誤解されないような掲示の仕方が必要となる場合がある。

【改善方策】 法務研究科専用の講義室、演習室を確保し、法務研究科単独で維持・管理することも考えられるが、教室全体の利用効率からすると、現在のように、大学が全体として利用を調整することの方が効率的であることは否めない。

(2) 情報インフラ

B 群 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状の説明】 法学部・経済学部図書センターの報告に委ねる。

B 群 国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

【現状の説明】 法学部・経済学部図書センターの報告に委ねる。

C 群 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

【現状の説明】 大学図書館、法学部・経済学部図書センターの報告に委ねる。

7 社会貢献

【目標】 教育・研究活動を充実させるとともに、研究成果を国・地方自治体の政策形成への寄与等により社会に還元する努力を続けることを目標とする。

(社会への貢献)

B群 研究成果の社会への還元状況

【現状説明】 2004(平成16)年6月に、本学法学部の教員および本法科大学院の教員が、豊島区の区民教室(豊島区雑司ヶ谷教育会館にて開催)において、「日本の司法——裁判が変わる!暮らしの法知識」と題する連続講演を5回にわたって行った。各回の内容と担当教員は下記のとおりである(第2回と第5回が、本法科大学院の専任教員によるものである)。

第1回: 社会が変わる・法律が変わる 淵圭吾 助教授

第2回: 暮らしを支える法律

——新しい民法ほか 野村豊弘 教授

第3回: 会社は誰のもの

——新しい会社法ほか 小出篤 助教授

第4回: 人を裁くということ

——裁判員制度ほか 津村政孝 教授

第5回: サービスとしての司法制度 紙谷雅子 教授

【点検・評価】 研究成果を講演の形式で市民にわかりやすく解説することは、極めて意義深いものと考えられる。

【改善方策】 今後も、研究成果の社会への還元に積極的に取り組んでいきたい。

B群 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【現状説明】 個々の教員が地方自治体または国の機関の政策形成に寄与している例としては、以下のものがあげられる。

(1) 地方自治体での活動

- ・ 東京都渋谷区 情報公開・個人情報保護審査会委員
- ・ 東京都豊島区 情報公開・個人情報保護審査会委員

(2) 国の機関での活動

- ・ 法制審議会委員・幹事
- ・ 司法制度改革実施推進会議参与
- ・ 法務省公安審査委員会委員

- ・ 総務省電気通信事業紛争処理委員会委員・特別委員
- ・ 国土交通省総合政策局「土地収用制度における事業認定の法的効果の早期確定に向けた検討会」委員
- ・ 文部科学省大学設置・学校法人審議会委員
- ・ 財務省独立行政法人評価委員会委員

【点検・評価】 上記以外にも、審議会・研究会の構成員として政策形成に寄与している例は多い。既に相当数の寄与が達成されているといえることができる。

【改善方策】 国や地方自治体の政策形成に意義を持つような研究を引き続き積み重ねていくことが重要である。

（企業等との連携）

C群 大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

【現状説明】 本法科大学院として、教育研究上の連携策をとっている特定の社会的組織体・研究機関はない。

【点検・評価】 法律事務所と連携したエクスターンシップについては、学生からの要望もあり、検討する必要があると考えている。

【改善方策】 エクスターンシップについて、試験的な実施を検討する用意がある。

8 学生生活への配慮

【目標】 奨学金制度や施設を維持・拡充するとともに、学生の要望に対応した指導の体制を整えることが目標である。

(学生への経済的支援)

A 群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状説明】 奨学金の種類および対象者の人数は、下記のとおりである。

	2004 年度	2005 年度	2006 年度
学習院大学奨学金 (貸与)	13	12	24
学習院大学教育ローン金利 助成奨学金 (給付)	1	1	0
安倍能成記念教育基金奨学金 (給付)	—	2	2
学習院大学学業優秀者給付奨学金 (給付)	2	2	2
日本学生支援機構奨学金 1 種 (貸与)	15	31	42
2 種 (貸与)	26	50	67

学習院大学教育ローン金利助成奨学金は、本学が指定した金融機関の教育ローンを利用した学生に対して、当年度に支払った利息と借用年度の授業料・維持費の 2 パーセントを比較してどちらか少ない金額を、1 年間に 5 万円を限度として給付するものである。

安倍能成記念教育基金奨学金は年額 45 万円を、学習院大学学業優秀者給付奨学金は年額 30 万円を、それぞれ学業・人物とも優秀な学生に給付するものであり、対象者は限定されている。

貸与の奨学金のうち、無利子のものは、学習院大学奨学金と日本学生支援機構奨学金 1 種である。

【点検・評価】 上記のとおり、安倍能成記念教育基金奨学金および学習院大学学業優秀者給付奨学金は、入学後 1 年の学業成績が優秀であった者に給付されるものであり、対象者は極めて限定されている。入学試験の成績上位者に対する給付奨学金の制度はなく、優秀な学生は、本法科大学院に合格しても、国立の法科大学院に合格すれば入学を辞退することが多い。奨学金制度の充実は、学生の質の維持の観点からも極めて重要であると考えられる。

【改善方策】 優秀な学生を確保するために、給付奨学金制度を充実させるべきである。

(生活相談等)**A 群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性**

【現状説明】 保健室が平日と土曜日に開かれており、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。学校医、学校薬剤師、看護師が常駐し、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談所が置かれている。カウンセラー3名が常駐し、カウンセリングを行うほか、学生の希望に応じて心理テストを行っている。

気分転換と健康の増進のために、トレーニング・ルームを利用する学生も多い。

このほか、起案等指導の担当教員が学生からの相談に個別に応じるなどの方法で、精神的な面でのサポートを行っている。

【点検・評価】 学生は、授業の予習・復習のために長時間、机に向かっていることが多く、体調を崩したり、精神的に不安定になったりする例もある。休憩時間にトレーニング・ルームを利用することは、心身の健康保持のために効果的であると思われる。また、保健室や学生相談所も、学生の心身の健康保持・増進に貢献している。

【改善方策】 上記の施設を充実させるとともに、これらの施設の存在について学生の周知を図るべきである。

A 群 ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状説明】 セクシュアル・ハラスメント相談窓口が設置されている。専任教員2名が相談員であり、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に応じている。相談員が人権問題委員会に諮問し、同委員会において人権侵害があったと認定されると、学則にしたがって加害者に対する処分が行われる。

このほか、「法曹倫理」の授業の中でセクシュアル・ハラスメントを取り上げ、ハラスメント防止の必要を説いている。

【点検・評価】 ハラスメントの防止およびハラスメントに関する相談への対応に積極的に取り組んでいる。

【改善方策】 今後も、こうした取り組みを継続していく必要がある。

(就職指導等)**A 群 学生の進路選択に関わる指導の適切性**

【現状説明】 学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。しかし、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生については、法曹を目指して勉学を続けるか、他の方向に転換するかを選択を必要とする場合もある。そうした学生を対象として面談を実施し、本人の意向を確

認しながら、適切な進路選択の指導を行っている。

【点検・評価】 学生に対する面談は、必修科目の単位を取得できなかった者全員を対象として、再試験の前に行っている。面談を通じて、学生に勉強の方法や絶対量について反省を促し、再試験合格をめざして努力する機会を与えるようにしている。その結果、一部の学生は再試験に合格し、進級しているが、原級に留まることになる学生もおり、そのなかには、休学・退学を決断する者もいる。

【改善方策】 現在の方法が学生の進路選択に関わる指導として効果を上げているかについては、さらに検証する必要がある。

9 管理運営

【目標】 法科大学院が自立的な組織として発展していくための新しい管理運営のありかたについて検討を進めることを目標とする。

(大学院の管理運営体制)

A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B群 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

B群 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本法科大学院は、専門職大学院法務研究科として位置づけられ、独自の教授会を有し、その管理運営上の独自性が確保されている。その点において、各学部の上に置かれる大学院各研究科とは異なっている。したがって、本法科大学院は、大学院各研究科によって構成される大学院委員会の構成メンバーとなっていない。

本法科大学院には、その長として専門職大学院法務研究科長が置かれる。法務研究科長は、法科大学院教授会において選出され、その議長となって、法科大学院の運営を統括するとともに、原則として毎月 1 回開催される学部長会議・専門職大学院研究科長会議の合同会議に出席し、法科大学院を代表して大学全体の管理運営に関する審議に加わる。

現状では、法科大学院の管理運営に関して特段の問題はないと考えるが、今後法科大学院が自立的な組織として更に発展していくためには、法科大学院教授会の下にある運営委員会の機能を強化することにより、教授会の審議決定をより円滑に実施できるようにするなど、その管理運営組織としての能力を高める必要がある。